

令和5年6月22日

土木部地域交通課

## 江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場外7施設及び江東区立豊洲三丁目自転車駐車場指定管理者の次期指定期間について

### 1 現状及び課題

#### (1) 区立自転車駐車場（各駅周辺に50施設）

ア 本区の自転車駐車場は、地域ごとのブロックを基本としつつも、業務委託から指定管理への切替え時期の違いから、指定管理開始年度がまちまちである。また、指定期間は基本5年であるが、整備等を伴う指定管理については、指定期間を20年としているものもある。

イ 現在は、計50施設を指定管理者5者が利用料金収入のみ（指定管理料なし）で管理運営を行っており、同一の指定管理者が複数施設の管理運営を一体的に行うことで、その効率化を図っている。

#### (2) 各指定管理者のブロック構成・指定期間

	駅(エリア)	施設数	指定期間	指定管理者
①	亀戸※	5	H28.4~R18.3	センターサイクル亀戸 共同事業体
②	豊洲三丁目※	1	H16.4~R6.3	公益財団法人 自転車駐車場整備センター
③	東陽町	8	H31.4~R6.3	日本コンピュータダイナミクス 株式会社
	門前仲町			
	越中島			
④	清澄白河	16	R2.4~R7.3	株式会社 ソーリン
	東雲			
	辰巳			
	南砂町			
	森下			
	東京テレポート			
⑤	大島	15	R2.4~R7.3	サイカパ <sup>®</sup> -キング 株式会社
	木場			
	潮見			
	新木場			
	住吉			
	豊洲駅地下			
	国際展示場・有明			
	西大島	5	R5.4~R7.3	
	東大島			

今回選定

※ 亀戸及び豊洲三丁目は施設整備費の償還年限を考慮した指定期間となっている

近年は、コロナ禍やその後のテレワーク、在宅勤務等の定着による自転車利用者の減等により、収支計画の達成が難しいブロックもあり、環境の変化を鑑みれば、今後も劇的な回復は見込めない状況である。

## 2 今後の対応について

施設管理の更なる効率化を図るため、ブロック再編により収支を改善していく必要がある。そのためには、より多くの施設が同時期の選定対象となるよう、各指定期間の終期を揃える必要がある。

## 3 今後の指定期間について

令和4年度に選定を実施した西大島駅自転車駐車場外4施設は指定期間の終期を揃えるために2年の指定期間とした。次期選定が最多36施設となる令和6年度に合わせ、令和5年度に次期選定を行う計9施設の指定期間を1年間にする（指定期間の終期を令和6年度に合わせる）。

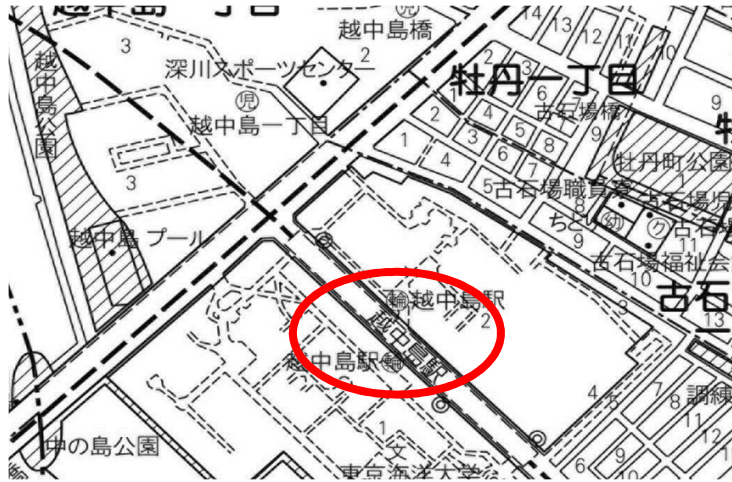
その後、令和5年度末までにブロック再編検討を行い、令和6年度公募選定を計45施設（亀戸駅周辺5施設以外全て）で行う。以降、5年ごとにブロック再編検討が可能である。

## 4 門前仲町黒船橋自転車駐車場外7施設位置図

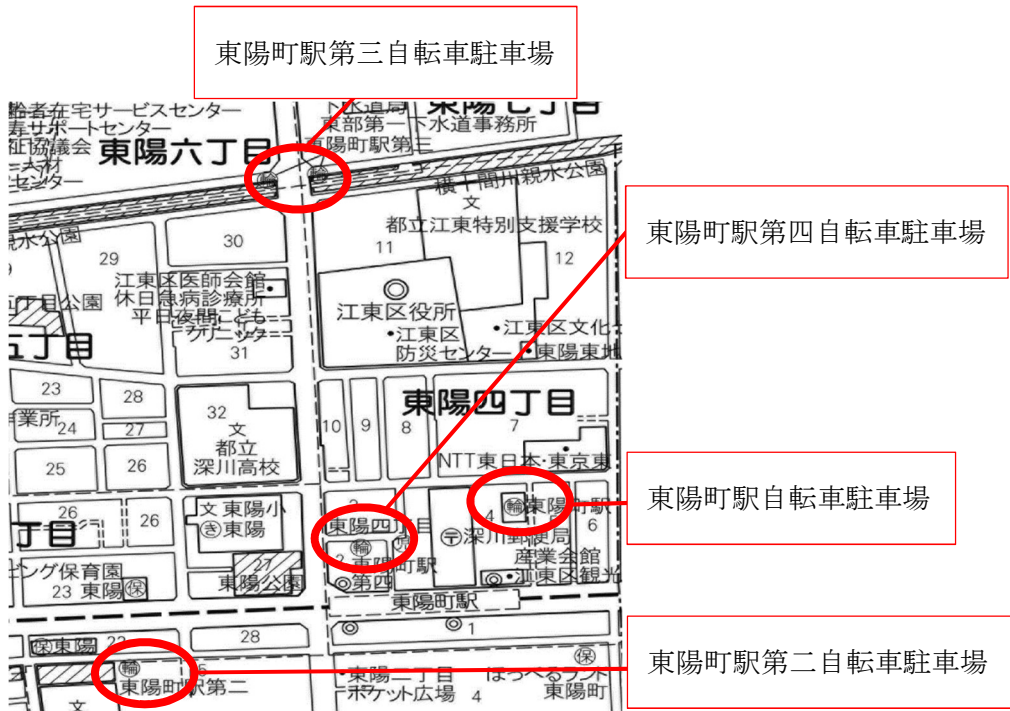
### (1) 門前仲町駅周辺自転車駐車場



(2) 越中島駅自転車駐車場



(3) 東陽町駅周辺自転車駐車場



5 豊洲三丁目自転車駐車場位置図

